

ご相談ください～CONSULTING SERVICE 相談窓口～

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター
☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談 （どんな相談でも）	毎週月～金曜	8：30～17：00
ボランティア相談 （活動希望・援助依頼等）		
自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10：00～15：00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10：00～16：00

専門相談については予約制。電話による相談も可。
◇偶数月は司法書士が応相談。
*法律相談は、月初めから受付。
無料での相談は一人1回です。

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター
☎ 24-6007

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受付けます。

日時 11月16日（水）9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会
☎ 082-423-7752

高齢者総合相談

相談内容	曜日	時間・場所
高齢者 総合相談	月～金	8：30～17：00 （ふくしの駅）

※上記以外は転送電話にて対応します。
問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央 2-4-3）

※11/20（日）は休館

問い合わせ いのちのホットライン竹原
☎ 22-9102

出張年金相談

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 人権センター1階会議室

※相談は予約制です。
※前々日の正午までに要申込
申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10番52号）

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

行政相談 国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ いりこま さとこ
入駒 智子（忠海東町） ☎ 26-0235
やまさき しげお
山崎 繁雄（竹原町） ☎ 22-0438

子どもの高額な「投げ銭」トラブルにご注意！

【相談事例】

クレジットカードの利用明細を確認したところ、身に覚えのない10万円の請求があることに気づいた。家族に聞くと、中学生の娘が自宅のタブレットを利用し、インターネットのライブ配信でお気に入りの配信者へ「投げ銭」をしていたことが分かった。タブレットには私のスマホと同じアカウントを設定していたが、娘が親の承諾なしで利用していた。返金してもらえないか。

【ライブ配信の「投げ銭」とは？】

インターネット上の動画配信において、配信者を応援するための課金機能のことです。視聴者はリアルタイムでのやり取りのほか、コメントをもらえるなど、配信者との繋がりを感じられる反面、高額な課金をしがちになります。

特に未成年者の場合、本人の自覚がないままに高額課金になる、のめり込みやすい、という問題

があります。

【未成年者取り消しを検討しましょう】

このようなインターネット関連の取引においてはクーリング・オフの適用がなく、また「投げ銭」は寄付行為と捉えられるため、返金は難しいケースが多いようです。

ただし、未成年者の場合、内容によっては「未成年者契約の取り消し」の主張が可能なため、まずはこの適用を検討してみましょう。

【トラブルを防ぐには？】

タブレットやスマホなどの端末機器を子どもと共有して利用する場合には、子どもの利用を管理、保護するための「ペアレンタルコントロール」という機能があります。利用を検討してみましょう。また家族間でのルール決めも必要です。

おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室（☎ 22-6965）にご相談ください。

市民人権標語 小学生の作品 えがおの花 みんなの力で さかせよう

障害のある人を対象とした 相談窓口のお知らせ

問い合わせ

健康福祉課障害福祉係 ☎ 22-7743

○障害のある人の相談窓口

市内の相談支援事業所では、必要な情報の提供や専門機関の紹介、福祉サービス申請や利用のためのお手伝いなどを行っています。

種別（主なもの）	事業所名	住所	電話番号
身体障害分野	竹原地域障害者生活支援センター聖恵	忠海中町三丁目16-1	23-2450
知的障害分野	地域支援センターまいらいふ	竹原町3567-1	24-6556
精神障害分野	地域生活支援センター365	下野町2402-1	22-7655

※身近な相談員にもお気軽にご相談ください。任期は、令和4年度～令和5年度の2年間です。

種別	氏名	住所	電話番号
身体障害者相談員	むかい ゆみ 向井 由美	竹原町	22-8076 (FAX 兼)
	いけだ たかみ 池田 隆美	田ノ浦	24-6018
知的障害者相談員	こうげ みちえ 高下 美智江	竹原町	22-6774 (FAX 兼)

12月3日（土）～9日（金）は障害者週間です。
障害のある人もない人も
安心して暮らせる竹原市に



ご存じですか「障害者差別解消法」

問い合わせ

健康福祉課障害福祉係 ☎ 22-7743

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、国や市町村などの行政機関、会社、お店などの民間事業者には、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」をしないことや「合理的配慮の提供」をすることが定められています。

障害を理由とする差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を目指しています。

●不当な差別的取扱いとは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、障害のない人と異なる対応をすることです。

- 【例】・「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと
・「障害がある」という理由だけでアパートを貸してもらえないこと
・車いすだからといってお店に入れないこと

●合理的配慮の提供とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で対応をすることです。

- 【例】・車いすの方が乗り物に乗るときに手助けをすること
・聴覚障害のある方に、筆談や手話などを使って、コミュニケーションを取ること

●不当な差別的扱いと障害のある人への合理的配慮

対象	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
行政機関	してはいけない（禁止）	しなければならない（法的義務）
民間事業者（会社・お店）	してはいけない（禁止）	※しなければならない（法的義務）

※民間事業者における障害者への合理的配慮については、現行の努力義務から法的義務に改正されました。（公布日：令和3年6月4日、施行：公布日より3年以内）